

令和7年度第1回ふるさと講座

## 柴田勝家の越前統治～あわら市に残る古文書を絡めて～

福井県立歴史博物館 主任学芸員 大河内勇介

### はじめに

- ・自己紹介
- ・趣旨…大河ドラマ等により戦国時代や柴田勝家への関心が高まるなか、2023年の勝家展の成果を踏まえつつ、あわら市に残る古文書も絡めながら、勝家の実像を紹介する。とくに、従来、勝家は秀吉のライバルとして武勇に秀でた点が強調されがちだが、果たして、それだけなのか。越前統治の手腕を探る。また、近年注目されてきた勝家の「北国大返し」や、勝家展以降の新たな成果（勝家の子孫）についても言及する。

### 一、武勇に秀でた勝家

- ・武勇をうかがわせる肖像
  - 『国史画帖大和桜』（当館蔵）→明治の浮世絵師・右田俊英の筆。
  - 『絵本豊臣勲功記』（当館蔵）→江戸時代後期の軍記物語。秀吉の立身出世物語。秀吉のライバルである勝家を武勇ある人物として描く。
  - 柴田勝家画像（個人蔵）→勝家の最期の直前に描かれたと伝える。
- ・武勇をうかがわせる逸話
  - 『武家事紀』延宝元年（1673）刊行
    - 元亀元年（1570）、近江の長光寺城主であった勝家は、敵勢に城を囲まれた。「城中水少シテ危シ、勝家居間ノ縁ニ、水ヲカメニ入テ、三瓶ヲナラヘ、士卒ヲ呼テ是ヲミセ、城ノ水ワツカ是計也、兵士渴死無~~レ~~疑、未カノツカレサル内ニ、城外ニ出テ、必死ノ戦ヲ可~~レ~~仕ト云、兵士皆肯~~レ~~之、勝家乃三瓶ヲ打割テ捨、必死ノ志ヲ示シ、翌十六日出~~レ~~城テ大戦、承禎カ旗本ヲ切崩ス」、「是ヨリ俗ニツボワリ柴田、鬼柴田ト呼ナリ」。
    - 『絵本豊臣勲功記』（当館蔵）にも描かれる（「実説桶なりといへとも流俗すべて瓶（かめ）割柴田と言ひ伝ふ」）。
    - 逸話が本当か否かは不明だが、元亀元年6月、勝家と佐久間信盛は六角承禎軍を近江野洲川にて打ち破ったのは事実（『言継卿記』）で、その前哨戦として籠城戦があった可能性はある。
- ・実像
  - 勝家は信長に仕えたのち、京都や畿内、近江、伊勢、越前などに転戦を転戦に重ね、数多の合戦で戦功を積み重ねたのは間違いない。越前赴任後も、手取川の戦いで上杉謙信に敗れたも

の、北陸方面を順調に攻略。

勝家と面会したポルトガル人宣教師ルイス・フロイスは、「はなはだ勇猛な武将であり、また一生を軍事に費やした人」「信長の時代の日本でもっとも勇猛な武将であり果敢な人」（『十六・七世紀イエズス会日本報告集』）、「信長の政庁のもっとも重立った武将の一人」と述べる（『完訳フロイス日本史』）。

## 二、信長の越前国割

- ・天正3年（1575）9月、一向一揆を殲滅した信長は越前を家臣に預け、勝家が越前の大部分を占める8郡、目付として不破光治・佐々成政・前田利家が府中辺の2郡、金森長近が大野郡の3分の2、原政茂が大野郡の3分の1、武藤舜秀が敦賀郡の政務を執ることになった。
- 信長が越前の政務を直臣に任せたのも、これ以前、朝倉氏旧臣に越前支配を委ねた結果、一向一揆が蜂起して越前を奪われ、その奪還にあたって熾烈な戦いを経験したからであろう。
- 最大の目標は、越前・加賀一向一揆、越後の上杉謙信など北陸方面の攻略。勝家は越前の諸将を「越前衆」（与力）として統率。同時に、越前一国を対象とする政策も実施。

- ・天正3年9月、信長が越前の諸将に出した越前国掟写（松平文庫蔵）

掟条々 越前国

一、國中へ非分課役不可申懸（略）

一、国ニ立置候諸侍を雅意に不可扱（略）

一、公事篇之儀、順路憲法たるべく候（略）

一、京家領之儀、乱已前於当知行者、可還附（略）

一、分国いつれも諸関停止之上ハ、当国も可同前之事（略）

一、大国を預置之条、万端ニ付て機遣油断有てハ曲事候、第一武篇簡要候（略）

一、鷹をつかふへからず（略）

一、（略）忠節之輩それ々々に随て可扶助（略）

一、雖事新子細候、於何事も信長申次第二覚悟肝要候、さ候とて無理非法之儀を心におもひなから巧言不可申出候、其段も何とそかまひ在之者、理に可及、聞届可随其候、とにもかくにも我々を崇敬して影後にてあたにおもふへからず、我々有方へハ足をさゝさる様に心持肝要候、其分に候へ者、侍之冥加有て長久たるべく候、分別專要之事、

天正三年九月日

（後略）

→とくに9条目からは、あくまでも絶対的な上位権力である信長のもとでの勝家の裁量であったことが分かる。

## 三、勝家の越前統治①—あわら市に残る古文書を中心に—

○天正3年9月日、織田信長禁制・柴田勝家定書（御前神社文書）、柴田勝家定書（龍澤寺文書）

物

定 (異筆) 「越州新郷」

一、当郷百姓等早々可還住事、  
 一、新儀非分之族申懸輩在之者、  
 為地下人可直奏、并祀錢祀者已下於立入者、  
 双方可為同罪事、  
 一、山林竹木伐採者押置、可注進事、  
 右条々、於違犯輩者、可處嚴科者也、仍下知如件、  
 天正參年九月日 柴田 (花押)

禁制 越州新郷

一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、  
 一、伐採山林竹木事、  
 一、放火事、  
 右条々、堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可處嚴科者也、仍下知如件、  
 天正三年九月日  
 (藏田信長) 弾正忠 (朱印影)

→信長は、自ら引き連れている軍勢による乱暴・伐採・放火を禁止。臨時的。  
 勝家は、「逃げた百姓は早く還住するように」、「道理に合わないことをする者がいたら村人が直接知らせるように。祭祀のための錢や物資に手を出す者がいたら、だれであっても罰する」、「山林竹木を伐採する者は抑留し、知らせなさい」と定める。より具体的に、政策を定めたもの。一向一揆で荒廃した村の復興や物資の確保、直訴の整備を意図。同日付のほぼ同内容の掟が、御前神社や下記の龍澤寺を含め、7通ほど残存。自身の統治領域(おそらく8郡内)の村や寺社に対する最初の政策。なお、「執達如件」(信長の指示は以上の通りである)という文言を持つものが2通あり、勝家独自発想の政策というより、信長の意を受けたものと思われる。また、7例いずれも「柴田」という名字で署名。当時としては珍しい。意図?筆跡同筆?

定 簾尾龍澤寺

一、当寺以諸末寺共可被還住、  
 并門前可為同前事、  
 一、新儀非分之族申懸輩在之者、  
 為寺僧可被直奏事、  
 付祀錢札物於立入者、  
 可為同罪事、  
 一、山林竹木伐採者押置、  
 可注進事、  
 右条々、於違犯輩者、  
 可處嚴科者也、仍下知如件、  
 天正參年九月日 柴田 (花押)

○天正4年3月3日、柴田勝家越前国中定書（大連三郎左衛門家文書）

国中江申出条々

一、人足用所之時者、以此印判可召仕、其外一切不可被出、若為雇雖令承諾互可為曲事、当城普請雖可申付、且為憐愍且耕作專為可申付也、所詮抛方端可成其覺悟事、名主百姓手前内徳小成物可為如先規事、所々上使催促賄之事、一汁二菜何にても可為有相、中酒一篇、立料者侍百疋中間五十疋、但可為並錢、付符者可出印判事、

一、國中反錢諸納所錢、如高札以三増倍可入弁事、

一、國中土民百姓新儀之主執不可仕、并御朱印之面々被官人当方江奉公停止事、

一、山林竹木、印判之外一切不可伐之、自然不寄誰々無印判於伐之者、押置注交名可言上、若令用捨不申之者、其郷可為同罪事、

一、在々百姓等、為遁其所之役、他郷江相越事令停止畢、若件族於相拘輩者、可加成敗事、

天正四年三月三日（黒印）

→勝家は（越前）国中の統治の基本方針を定め、村々に掟を出した。大連三郎左衛門家文書のほか、野村家文書（越前町）にも同文（日付は三月一日）の定書が残っている。

①人足を用いる時は、この黒印をもって徴発する。それ以外は禁止する。もし雇われることを承諾していたとしても、雇い主とともに処罰する。北庄城の普請で人足が必要だが、民への憐れみのためや、耕作に専念してほしいためである。すべてを投げ打つ覚悟でしてほしい。

→北庄城普請をはじめとする北陸方面攻略のための人足や物資の徴発は必要。当時に、一向一揆による村の荒廃を復興する必要。

→黒印状の役割（徴発の通知）を明確化。織田家臣団のなかで、印判を自身の領国支配で使用した早い例（少なくとも秀吉より早い）。なお、印文は不明

②名主百姓の利権の保護。③上使の接待費用の取り決め。④錢の納入方法。⑤百姓の主取の禁止。信長直臣の勝家への被官化は禁止。⑥勝家黒印以外の山林竹木の伐採は禁止。⑦百姓の税金逃れの移住は禁止。

→信長の基本方針を守りつつ、地域の実情に即したより具体的な統治の基本方針を示す。軍事と政事のバランス。黒印状を重視した統治。

○天正6年3月19日、柴田勝家定書（大連彦兵衛家文書）

就十郷井水普請仁条々  
一、去年以遣之折紙之面、於郷中究之書物、加披見訖、速在々所々地下人罷出、每事如先々可普請畢、退転所在之者、隨其分際可配分、用捨非分族不可在之、若又難渋所在之者、殘為郷中井口塞、分水可停止事、  
一、井料堤米等之事、先規替荒地多条、当給人与百姓随用水与開作普請二可令承諾、自然於違乱者可二言上事、  
一、遣奉行自賄仁申付候条、一切郷中造作不可仕之事、  
以上  
右、郷中以一味之儀、專可勵耕作者也、仍如件  
天正六年三月十九日 勝家（黒印）

→十郷用水の工事につき取り決めたもの。人足に関わる文書のため、黒印が使用される。

①去年（勝家から）遣わした文書の内容に従って郷中が吟味して作成した書物（十郷用水の由緒や工事の必要性を記した書物）を見た。速やかに地域の人々は工事に参加するように。人がいなくなった地区があれば、その分に従って水を配分しなさい。道理に合わないことをする者は許してはならない。もしまた人足を出さない地区があれば、残りの郷中で井口を塞ぎ、分水を停止しなさい。

②（領主が徴収する）井料・堤米等は、以前と変わり荒地が多いので、領主と百姓が用水や開作工事の状況に従って相談して決めなさい。万一、問題があれば、連絡しなさい。

③遣わした奉行が自ら接待を申し付けた場合は、一切、郷中として対応しなくてよい。

以上、郷中が連帯して協力し、もっぱら耕作に励みなさい。

→勝家自ら、郷中が作成した申請書を見て、細かく指示。十郷用水の重要性、耕作の奨励。

#### 四、勝家の越前統治②

##### ・北庄城や城下町の建設

足羽川と北陸道の交わる要衝の北庄の地に城と城下町を建設。交通・経済の重視。

フロイスの書簡（『十六・七世紀イエズス会日本報告集』）

→「城並びに他の多数の家々の瓦（中略）はことごとく立派な石で作られ、その色により城にいつそうの輝きを添えている」（笏谷石の使用）、「この城は大変立派なもので大工事が行われている」（壮大な城、「天守」「九重」（毛利家文書）、「安土のおよそ2倍のおおきさ」（城下町の広大さ）、「瀬田橋の2倍の長さ」（九十九橋の長大さ。半石半木）。

城下町に「町奉行」を設置し（橘家文書）、「北庄法度」なる法令を定め（森田家文書）、「楽座」  
金も発布（橘家文書）。

→建設手腕。

伝承では、北国海道の整備（越藩拾遺録）、九頭竜川の舟橋（越前国古今名蹟考）など、交通  
路の整備にも手腕を発揮。

・「刀さらへ」（劔神社文書）の実施

→寺社に対して所領高に応じて武器類を供出させるもの。同時期に一向一揆と戦う村に武装を奨  
励したことからすると（称名寺文書）、一向一揆との対決を想定したものかもしれない。伝承  
では、徴発した武器類を鋳直し、九頭竜川の舟橋や農具にしたとされる。百姓から武器をとり  
あげ身分を固定させる秀吉の刀狩りとは性格が異なるものの、それよりも早い。

・天正5年、「國中御縄打」（劔神社文書、野村家文書）、越前国内で検地を実施

村の堺を決める村切を行い、「御縄打」とある丈量検地（一部、指出検地も）を実施し、360歩  
を1反とし、田・屋敷の1反あたりの年貢額を一律に1石5斗と設定して年貢を算出し、村が  
年貢の上納を請け負う。また、この年貢を家臣に給付し、軍事動員→上杉謙信など北陸方面の  
攻略の土台。

→中世の徴税単位であった荘園や名を廃止し、江戸時代に続く村を徴税単位とする点で、朝倉氏  
時代の越前にはない最先端の政策。また、信長家臣による最も早い惣国検地とされ、検地の方  
法は後年の越前・加賀・能登・越中での大規模検地にも継承され、天正8年の秀吉による播  
磨・但馬の惣国検地を含め、後進の信長家臣による検地にも影響を与えたとされる。

→信長重臣の勝家の越前統治は、織田家中における国支配の最先端のモデルであった可能性。

## 五、本能寺の変から賤ヶ岳の合戦まで

・北国大返し

天正10年6月2日、本能寺の変。勝家率いる「越前衆」は、3日に越中魚津城を攻略、勝家は  
6日夜に返報を聞き撤退を開始し、9日に北庄城へ。約160kmで、1日約53km。これは秀吉の  
「中国大返し」（1日約40km、通常の行軍速度）より速い。

ただ、勝家は北庄から動かなかった。この理由としては、①兵の休息、②上杉勢の反転攻勢、  
③若狭牢人衆の蜂起、④明智光秀勢による近江路の占拠→情報収集に手間取った。13日には、  
山崎の合戦にて、秀吉が光秀を打ち破り、清須会議を経て、勢力を増していく。

・織田家への忠義

「上様御存生之内之御覚悟共を可相育事（信長様御在世時の考えを発展させていくべき）」（勝  
家書状、溝口家文書）、「各以相談之上、四海御静謐儀可為必定候（織田家家臣たちが合議をす  
れば天下平定も必ず成し遂げられる）」（勝家書状、泰巖歴史美術館蔵）

→織田家に忠実。家臣の連携を重視する姿勢。この姿勢は亡くなるまで一貫して保持し続けた。

天下人になろうとしなかった。野望を自覚した秀吉との違い。

清須会議後、勝家は秀吉の独断専横を批判し、「於清須申究誓印之置目条々相違候而」(清須会議で決めた方針とは異なる)、「御分国内為私構新城、種々雅意、何ヲ敵ニ仕如此候哉、於如置目者加様之題目無勿体候」(領国内に私的に新たな城を構えるなど、さまざまな独断行為は、一体何を敵と見なしているのか。清須会議ではそのような取り決めはなかったはずだ)、「結句友喰ニテ相果てシ」(結局、家臣団同士の争いとなり、織田家は滅んでしまう)、と述べる。

#### ・秀吉との対決

信長の葬儀を挙行した秀吉は、織田信孝(信長三男)が謀叛を企てたのは勝家のせいと非難し、信孝・勝家の排除を決行。賤ヶ岳の合戦、北庄城の落城、勝家の自害へ。秀吉の書状(毛利家文書)では、「柴田息をつかせて八手間も入可申候かと秀吉存、日本之治此時候之条(中略)ふつつと思切、廿四日の寅刻二本城へ取懸(北庄城に籠った勝家をこのままにしておく、かえって手間がかかるので、天下の趨勢を決するのはまさにこの時と思い城を攻めた)」、「東国者氏政、北国ハ景勝まで筑前任覚悟候、毛利右馬頭殿秀吉存分次第二被成御覚悟候へハ、日本治、頼朝以来これにハ争か可増候哉(東国の北条氏政、北国の上杉景勝に次いで中国の毛利輝元が自分に従えば日本の治は源頼朝以来となる」と述べ、秀吉にとって勝家との対決は天下分け目の戦いであり、天下人へ駆けあがるための最大の障壁。

#### 六、おまけ～柴田勝家と瀧川一益の子孫～

最近、長崎の五島列島に住む、勝家の子孫の方から、古文書を見せてもらう。瀧川一益の重臣・瀧川忠征から、勝家の子孫と伝承される平戸光明寺僧の了空へ宛てた書状群。

なぜ、忠征は了空の手厚く庇護したのか？実は、瀧川家と柴田家は縁組をしていた。

①石谷家文書の(天正11年)正月20日付斎藤利宗書状「瀧河ハ～是も柴田殿ゑんしや(縁者)二去年罷成候」とあり、一益と勝家の間で縁組があったことは確実。

②『美濃国諸士系譜』によれば、一益が勝家の妹を妻としたとされる。

③『瀧川系図』・『池田氏家譜集成』によれば、一益の娘が勝家嫡子の室であったとされる。

従って、瀧川家と柴田家の双方と縁のある人物の系統が、了空に当たる可能性があり、忠征は、一益や勝家が亡くなったあと、了空の面倒を見ていたと推測できる。